

仕 様 書

1 内容

覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託

2 通訳者人数

1名

3 従事日時

令和7年6月24日（火）13：30～15：30

（ただし、上記には事前打合せにかかる時間が含まれており、覚書の締結及び表敬訪問については14：15～15：00である。）

4 従事場所

大阪・関西万博会場内 カナダパビリオン（大阪市此花区夢洲中1丁目）

5 通訳者のクラス

カナダ・ケベック州と本市との覚書締結及び表敬訪問に際し、国際儀礼を踏まえた通訳能力が求められ、それらの内容にも的確に対応することできる能力を有し、日仏通訳業務の従事経験がある逐次通訳者。

6 守秘義務

本業務により知り得た事項を業務の期間にかかわらず、第三者に漏洩してはならない。

なお、契約期間満了後も同様とする。

7 その他

- ・ 交通費、その他見込まれる経費がある場合は契約金額に含めること。
- ・ 従事日時、場所等の詳細については、本市担当者の指示に従うこと。
- ・ 仕様の内容に大幅な変更がある場合は、別途協議するものとする。
- ・ 従事時間の延長が発生した場合は、0.5時間あたりの単価（消費税及び地方消費税含む。）に通訳を行った時間を乗じて得た金額を支払うものとする。1時間未満の端数については、30分以内を0.5時間とし、30分を超える場合は1時間とする。
- ・ 契約締結後、上記従事時間の延長等を想定し、延長0.5時間あたりの単価を明示すること。
また、契約締結後のキャンセルにより発生するキャンセル料等の規定がある場合は、それらも併せて明示すること。
- ・ 見積に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に公告文に記載の方法によりよく質し、その内容を十分熟知のうえ見積りすること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- ・ 当該契約の内容については、本市施策に関わる専門用語が使用されるため、契約相手方として決定した後に本市から提供する関係資料により、速やかに事前準備を行うこと。

8 本市担当

大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

提出書類（経常型用）

総 則

- 1 提出書類の様式・期限等は、下表のとおりとする。
- 2 提出書類の内容に変更が生じた場合は、その都度提出しなければならない。
- 3 下表の提出書類のほか、業務委託契約書、設計図書又は監督職員の指示等に基づく必要書類で、様式に定めのないものについては発注者と協議のうえ提出すること。
- 4 提出書類の様式は、監督職員より配付を受けること。
- 5 提出書類は、監督職員へ提出すること。

①業務委託着手前の提出書類

様式	書類名	提出 部数	内容	提出期限	受領日
1	業務工程表	1	業務委託契約書 第4条による	契約締結後 14日以内	令和 年 月 日
2-1 2-2	業務責任者通知書 業務責任者変更通知書	1	業務委託契約書 第19条による	契約締結後14日以内 及び変更については 変更後速やかに	令和 年 月 日
3-1 3-2	業務従事者通知書 業務従事者変更通知書	1	業務委託契約書 第19条の2による	契約締結後14日以内 及び変更については 変更後速やかに	令和 年 月 日

②業務委託実施時の提出書類

様式	書類名	提出 部数	内容	提出期限	受領日
—	業務計画書	1	仕様書の定めによる	契約締結後 14日以内	令和 年 月 日
4	業務打合せ等記録簿	1	発注者と受注者の間で 指示・請求・通知・ 報告・申出・承諾・質 問・回答等を取りかわ す書面	その都度	令和 年 月 日
5	再委託承諾申請書	1	業務委託契約書 第16条による	業務の一部を第三者に 委任し、又は請け負わ せようとするとき	令和 年 月 日
6	誓約書【下請負人等用】	1	大阪市契約関係暴力 団排除措置要綱第12 条3項による	業務の一部を再委託又 は再々委託等させよう とするとき	令和 年 月 日
7	再委託業者通知書	1	同上	その都度	令和 年 月 日
8	履行体制届	1	業務委託契約書 第16条の2による	業務の一部を再々委託 等させようとするとき	令和 年 月 日

様式	書類名	提出 部数	内容	提出期限	受領日
9	貸与品借用書	1	業務委託契約書 第 22 条による	引渡しの日から 7 日以内	令和 年 月 日
10	支給品受領書	1	業務委託契約書 第 22 条による	引渡しの日から 7 日以内	令和 年 月 日
11	貸与品等返納書	1	同上	貸与品等の返納日	令和 年 月 日

③業務委託完了時の提出書類

様式	書類名	提出 部数	内容	提出期限	受領日
—	業務報告書	仕様書 の定め による	仕様書の定めによる	作成後速やかに	令和 年 月 日
12	業務完了通知書	1	業務委託契約書 第 36 条による	業務完了日	令和 年 月 日
13	部分払（第 回中間） 検査願	1	業務委託契約書 第 39 条による	既履行部分基準日から 10 日以内	令和 年 月 日
14	請求書	1	業務委託契約書 第 38 条による	検査に合格した後	令和 年 月 日

(参考：監督職員からの通知書類)

様式	書類名	提出 部数	内容	提出期限	受領日
①	監督職員について (通知)	1	業務委託契約書 第 18 条による	監督職員を 置いたとき	令和 年 月 日
②	監督職員の変更につい て (通知)	1	同上	監督職員を 変更したとき	令和 年 月 日
③	再委託承諾書	1	業務委託契約書 第 16 条による	再委託承諾申請書 受領後速やかに	令和 年 月 日

業務工程表

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者(又は受任者)
の 氏 名

1 業務名称
覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託

2 履行期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 工 程 表

月日 業務						

監督職員	補助監督職員	監督補助者

業務責任者通知書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

下記のとおり通知します。

記

☐ 次のとおり責任者を定めます。

1 業務名称

覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託

2 業務責任者

部署名：_____

氏名：_____

電話：_____

担当業務：_____

資格等：_____

※業務上必要な場合に記入のうえ、資格証等を添付すること。

3 雇用形態

直接雇用 ・ その他 ()

4 特定個人情報の取扱い

有 ・ 無

5 その他

☐ 業務委託契約書第 19 条第 3 項に基づき、自己の有する権限のうち次の権限については、業務責任者に委任せず自ら行使します。

・業務責任者に委任しない権限の内容

業務責任者変更通知書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

次のとおり変更しましたので通知します。

記

1 業務名称

覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託

2 新任者

部署名：_____

氏名：_____

電話：_____

担当業務：_____

資格等：_____

※業務上必要な場合に記入のうえ、資格証等を添付すること。

3 旧任者

氏名：_____

監督職員	補助監督職員	監督補助者

業務従事者通知書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

次のとおり定めましたので、通知します。

記

- 1 業務名称
覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託

2 業務従事者

氏 名	担 当 業 務	資 格 等※ ¹	特定個人情報 の取扱い※ ²	備 考
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	

※ 1 資格等の欄については、業務上必要な場合に記入のうえ、資格証等を添付すること。

※ 2 いずれかに○をすること。

監督 職員	補助監 督職員	監 督 補助者

業務従事者変更通知書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
 の 所 在 地
 商 号 又 は 名 称
 代表者(又は受任者)
 の 氏 名

次のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 業務名称
 覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託

2 業務従事者

氏 名	担 当 業 務	資 格 等※ ¹	特定個人情報の 取扱い※ ²	備 考
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	

【注】氏名の変更のない担当者も含め全員を記入すること。

※ 1 資格等の欄については、業務上必要な場合に記入のうえ、資格証等を添付すること。

※ 2 いずれかに○をすること。

監督 職員	補助監 督職員	監 督 補助者

業務打合せ等記録簿

発議者		☐ 発注者 ☐ 受注者	実施年月日	令和 年 月 日 ()
出席者		発注者		
		受注者		
実施方式		会議 ・ 電話 ・ その他 ()		
発議事項		☐ 指示 ・ ☐ 請求 ・ ☐ 通知 ・ ☐ 報告 ・ ☐ 申出 ・ ☐ 質問 ・ ☐ その他 ()		
業務名称		覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託		
(内容)				
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ・ ☐ 承諾 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 通知 ・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 () 氏名： 令和 年 月 日		
	受注者	上記について ☐ 承諾 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 提出 ・ ☐ 報告 ・ ☐ 届出 します。 ☐ その他 () 氏名： 令和 年 月 日		

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者(又は受任者)
の 氏 名

業務委託契約書第 16 条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。

また、元請の契約金額が 1000 万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します。

なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではありません。

記

委 託 名 称	覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託
履 行 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
契 約 金 額	円（税込）

再委託先 1
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由
再委託先 2
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由

※再委託先番号については、同一業務委託案件の過去申請分と重複しないようにすること。

令和 年 月 日

大阪市契約担当者
大阪市経済戦略局長 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

生 年 月 日 年 月 日生

㊞

(契約書に押印する印鑑と同一印)

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

案件名称： 覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託

元請負人（大阪市の契約の相手方）：

直接の契約の相手方：

- 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 私は、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 私は、本誓約書その他の提出した書面等が、元請負人を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 私が大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 私が大阪市暴力団排除条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。
- 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴取し、元請負人を通じて大阪市に提出します。
- 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条各号に規定する下請負人等が、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

再委託業者通知書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
 の 所 在 地
 商 号 又 は 名 称
 代表者(又は受任者)
 の 氏 名

再委託承諾書（令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇号）に基づき、次のとおり通知します。

記

委 託 名 称	覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託
履 行 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
契 約 金 額	円

再委託先 1
1.再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする契約金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由
再委託先 2
1.再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする契約金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由

大阪市経済戦略局長 様

主たる営業所（又は支店等）
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者（又は受任者）
の 氏 名

履行体制届

次の契約の再委託に係る履行体制について、下記のとおり届け出ます。
なお、履行体制に含まれる事業者は、大阪市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく停止期間中ではありません。

記

1 契約名称等

契約名称	覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託
履行期間	

2 履行体制図（次頁を参考に記載すること。）

※再委託承諾が不要な「軽微な部分」として設計図書に定める部分のみを履行する者については記入不要。

3 履行体制に含まれる事業者

商号又は名称	代表者 （役職・氏名）	所在地	業務の範囲 （具体的かつ詳細に記載）

※受注者については記載不要。欄が不足する場合は追記すること。

貸与品借用書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者(又は受任者)
の 氏 名

大阪市経済戦略局所有の資料その他必要な物品等について次のとおり借用します。

記

1 業務名称
覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託

2 借用目的

3 借用期間
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

4 借用品

品 名	形 状 寸 法	数 量	備 考

監督職員	補助監督職員	監督補助者

支給品受領書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

次のとおり支給品を受領します。

記

- 1 業務名称
覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託
- 2 受領目的
- 3 支給品

品名	形状寸法	数量	備考

監督職員	補助監督職員	監督補助者

貸与品等返納書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者(又は受任者)
の 氏 名

貸与品等について次のとおり返納します。

記

- 1 業務名称
覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託

- 2 返納品

品 名	形 状 寸 法	数 量	備 考

監督職員	補助監督職員	監督補助者

業務完了通知書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

次のとおり業務委託を完了しましたので通知します。

記

- 1 業務名称
覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託
- 2 履行場所
- 3 契約年月日
令和 年 月 日
- 4 履行期限
令和 年 月 日
- 5 完了年月日
令和 年 月 日

監督職員	補助監督職員	監督補助者

部分払（第 回中間）検査願

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

次のとおり検査をお願いします。

記

- 1 業務名称
覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託
- 2 履行場所
- 3 契約年月日
令和 年 月 日
- 4 履行期限
令和 年 月 日
- 5 既履行部分基準年月日
令和 年 月 日

監督職員	補助監督職員	監督補助者

請 求 書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

住 所
氏 名

次のとおり請求します。

金 額	円也
内 容	
覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託	

※ 金額の前には必ず¥を付けてください。

☐ 債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号									指定口座	
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

☐ 次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称		支 店 名 称	
預 金 種 別		口 座 番 号	
フリガナ 口 座 名 義			

本市記入欄

記載事項等照合先（契約番号等）		執行主管コード		支出命令番号	
業務区分	☐ 歳 出	☐ 歳 入	☐ 歳計外	☐ 基 金	

令和 年 月 日

様

大阪市経済戦略局長

監督職員について（通知）

標題について、業務委託契約書に基づき、次のとおり監督職員を定めましたので通知します。

記

1 業 務 名 称 覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託

2 担 当

3 監 督 職 員

監督職員	
補助監督職員	
監督補助者 (監督担当職員)	

4 連 絡 先

監督職員とは、監督職員、補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）を総称している。受注者には主として補助監督職員及び監督補助者（監督担当職員）が対応する。また、権限については、業務委託契約書に規定する事項を有する。なお、監督職員と同様に、本市経済戦略局職員が委託現場の巡視及び夜間・休日の委託現場監督等をする場合も同等の権限を有する。

令和 年 月 日

様

大阪市経済戦略局長

監督職員の変更について（通知）

標題について、監督職員に変更があったので、業務委託契約書に基づき、次のとおり通知します。

記

- 1 業 務 名 称 覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託
- 2 履 行 場 所
- 3 変 更 日 令和 年 月 日
- 4 監 督 職 員
 - (1) 監督職員
(元)
(新)

(2) 補助監督職員
(元)
(新)

(3) 監督補助者（監督担当職員）
(元)
(新)

再委託承諾書

大〇第 号
令和 年 月 日

様

大阪市経済戦略局長 〇〇 〇〇

業務委託契約書第 16 条に基づき、次の内容について、再委託を承諾します。
なお、再委託業者決定後は遅滞なく書面で報告を行ってください。
また、元請の契約金額が 1000 万円を超えるものについては、再委託に関して本市が得た情報をホームページ上で公表します。

記

委 託 名 称	覚書の締結及び表敬訪問における日仏逐次通訳業務委託
履 行 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

再委託先 1
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由
再委託先 2
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.再委託をする業務内容
3.再委託をする期間
4.再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.再委託をする理由